

豊教教学第 1321 号
令和 5 年 10 月 12 日

児童・生徒の保護者 各位

豊見城市 教育委員会
教育部 学校教育課長

令和 5 年度就学援助認定に係る学校給食費の一部返還について（お知らせ）

学校給食の運営につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

令和 5 年度の就学援助認定に伴い、認定前に納付いただいた学校給食費（令和 5 年 4 月～7 月分）につきまして、返還予定日は下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

学校給食費の返還につきましては、就学援助申請時に記載いただいた保護者様の口座へ振込いたします。

記

1. 学校給食費の返還予定日：令和 5 年 10 月 17 日（火）

※返還予定日（振込日）は前後する場合がありますのでご了承ください。

※通帳への振込名は「トシガスクイッパノカイ」と記載されます。

2. 注意事項

・令和 5 年度の学校給食費について未納分がある場合や 令和 4 年度以前の学校給食費について未納がある場合は、返還の対象外となります。

問い合わせ先
豊見城市立学校給食センター
電話：098-850-4585